

各種規定等における「暴力団排除条項」改定のお知らせ

当金庫では、平成19年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備を行っております。

平成22年4月より、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合に、当金庫の判断によりお取引を停止または解約させていただくことを定めた「暴力団排除条項」を各種規定等に設けておりますが、「暴力団排除条項」を実態に即してより明確化するため、平成26年9月1日（月）より下記の預金規定等について改定させていただきます。

なお、今回改定後の規定等は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますのでご了承願います。

当金庫では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する取引規定等

預金取引規定、保護預り規定、振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定、
投信取引約款、貸金庫規定

2. 改定日 平成26年9月1日（月）

3. 改定内容（別紙：新旧対応表 参照）

- （1）反社会的勢力の属性要件の明確化
- （2）免責・損害賠償規定の追加

○ご不明な点等がございましたら、窓口へお問い合わせください。

平成26年8月

 **広島信用金庫**

各種規定等における「暴力団排除条項」改定についての新旧対応表

<今回改定する取引規定等>

普通預金規定、納税準備預金規定、貯蓄預金規定、通知預金規定、定期積金（スーパー積金）規定、総合口座取引規定、デュオ定期性総合口座取引規定、デュオ定期積金規定、ひろしん定額複利預金規定、定期預金共通規定、積立定期預金規定、財産形成積立定期預金規定、財産形成期日指定定期預金規定、財産形成年金預金規定、財産形成住宅預金規定、保護預り規定（取引残高報告書式）、振替決済口座管理規定、一般債振替決済口座管理規定、外貨定期預金規定、自動継続外貨定期預金規定、外貨普通預金規定（ステートメント方式）、譲渡性預金規定、投信取引約款、貸金庫規定

改定後	改定前
<p>(解約)</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの口座（契約）を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</p> <p>①本人が口座開設申込時（契約時）にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②本人が、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他本号AからDに準ずる行為</p>	<p>(解約)</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの口座（契約）を解約することができるものとします。</p> <p>①本人が口座開設申込時（契約時）にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. 暴力団準構成員</p> <p>D. 暴力団関係企業</p> <p>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F. その他本号AからEに準ずる者</p> <p>③本人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他本号AからDに準ずる行為</p>

※項数は各種規定毎に異なります。